

要 望 書

平成26年2月21日

福島県商工会連合会会長 轡田倉治

要望項目

I. 原子力災害の克服とふくしまの産業復興・再生の確実な実施について

1. 避難指示区域等全体のグランドデザインについて
2. 全ての原子力損害賠償に対する支援について
3. 福島復興再生特別措置法に基づく施策・事業の拡大強化について

II. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

1. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について
2. 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業支援について
3. 中小企業・小規模事業者に対する税制・金融支援政策の強化について
 - (1) 消費税率引上げに関する支援強化
 - (2) 金融支援施策の強化

III. 復興・再生に向けた中小企業・小規模事業者支援策等の拡充強化及び事業再開に対する支援について

1. 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の延長について
2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続と条件緩和について
3. 特定地域中小企業特別資金の拡充について
4. 小規模事業者に特化した長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について

平素は、福島県内中小企業・小規模事業者に対する御支援並びに本会及び各商工会の事業推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本県は、依然として収まらない原発事故の影響、4月の消費税率の引上げ、原材料価格の高騰など、中小企業・小規模事業者が抱える不安材料は山積しており、特に、地方の小規模企業にとっては、景気回復の実感を得ているとは言えない極めて厳しい状況が続いております。

風評被害の影響が深刻化し、商圈の喪失や人材の流出、事業資産価値の減少等による経営環境の悪化など、その影響は県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けております。また、特に双葉地方等の多くの被災事業者は事業再開の目途すら立たない状況が続き、地域コミュニティは分断され、企業存続は重大な危機に瀕しております。

また、原子力損害賠償においては、直接的な被害を被っている被災事業者に対して、価値を失った資産に対する財物賠償の完全実施をはじめ、全ての被害者が一日も早く生活や事業を再建することのできる賠償が進められなければなりません。

避難指示期間が長期化し、中小企業・小規模事業者の事業再建に対する各般の支援が最重要課題になっております。

震災から3年の節目となる本年は、地域の実情に即した様々な課題に対応し、被災事業者一人一人の生活や事業の継続、再建に対する各般の支援を最優先に取り組む必要があります。

については、下記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 原子力災害の克服とふくしまの産業復興・再生の確実な実施について

1. 避難指示区域等全体のグランドデザインについて

震災及び原発事故の影響により壊滅的な被害を受けた地域においては、中間貯蔵施設等の問題により地域全体に大きな不安を招いている。

また、その周辺地域の中小企業・小規模事業者は、今後の生活環境等の復旧見通しが立たないため、帰町、帰村が進まず、事業再開の目途が立たない状況にあるため、避難指示区域等の実情に応じた、被災地域のコミュニティの再生を後押しするために必要な施策を早急に講じる必要がある。

については、避難地域等全体の希望の持てる抜本的なまちづくり（グランドデザイン）を地域住民等へ早期に示すことは、復興の基礎となるものであるので、早急に全体的な復興像を明確に示すよう要望する。

2. 全ての原子力損害賠償に対する支援について

原発事故により直接的な被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、価値を失った資産に対する財物賠償の完全実施をはじめ被災事業者が一日も早く生活や事業を再建することのできる賠償を的確、迅速に行うことが必要である。

については、次の事項についての県として確実な支援を強く要望する。

- (1) 営業損害の賠償期間の延長
- (2) 事業再開に必要な新たな投資に対する賠償と指針・基準の見直し
- (3) 避難指示期間の長期化による財物賠償（償却資産）の完全実施
- (4) 営業損害賠償金に対する非課税措置等
- (5) 東京電力の賠償体制及び姿勢に関わる指導徹底

3. 福島復興再生特別措置法に基づく施策・事業の拡大強化について

避難等指示区域等の復興・再生、安心に暮らせる生活環境の実現、公共インフラの整備、事業者の帰還促進、新たな産業の創出等、福島復興再生特別措置法に即して作成された各種計画の内容が着実に実施されるよう県が責任をもって取り組むこと。特に地域を支える中小企業・小規模事業者の事業再開に必要な各種事業予算を十分に確保するよう要望する。

Ⅱ. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

1. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

中小企業・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、被災地の復興やまちづくり等で、地域に活力を取り戻すため最も身近な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて重要になっている。

また、原発事故に伴う「避難指示等区域」の商工会においては、地区内商工業者数の大幅な減少が予想される一方で、再起を図る中小企業・小規模事業者も多く、原子力災害損害賠償の支援など緊急な要請に応え、直接企業を支援する態勢を強化する必要がある。

については、中小企業・小規模事業者の支援を行う商工会等への予算が、これまで以上に十分かつ確実に措置されるよう要望する。

2. 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業支援について

工業製品・加工食品等に対する取引企業や消費者の不安を払拭するため、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、商工会が実施する風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政的支援について要望する。

3. 中小企業・小規模事業者に対する税制・金融支援政策の強化について

(1) 消費税率引上げに関する支援強化

消費税率の引上げは、中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与える懸念がある。特に小規模事業者が消費税分を価格に転嫁することが困難な実態を踏まえ、免税措置や簡易課税制度の適用上限引き上げ、複数税率は導入しないなど抜本的な対策を講じるとともに、消費増税による影響を最小限にとどめるべく、県として確実な支援を強く要望する。

(2) 金融支援施策の強化

金融円滑化法が終了し、金融機関の中小企業等に対する借り入れ条件変更等が厳しくなり、今後、資金繰りに支障をきたすおそれがある。

については、長期低利の融資制度、さらには利子補給措置など、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、金融機関に対し条件変更や新規融資に柔軟に対応するよう強力に指導するとともに、セーフティネット機能を強力かつ実効的に果たす施策を要望する。

Ⅲ. 復興・再生に向けた中小企業・小規模事業者支援策等の拡充強化及び事業再開に対する支援について

1. 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の延長について

中小企業・小規模事業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小企業・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成26年度以降についても必要数が設置されるよう要望する。

2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続と条件緩和について

居住制限区域、帰還困難区域においては、帰還再開の目途がたたず、避難先での再開のみに止まっている。住民の帰還のためには、住民の要望にきめ細かに対応できる小規模事業者による小売・サービス業等の事業再開が不可欠であるが、避難先で事業再開した事業者が、帰還先で事業再開する場合の補助は、極めて限定的であることが、帰還先で事業を再開する上での障害になっている。

については、住民帰還、事業再開を後押しするため、補助制度の継続と小規模事業者に特化した制度の要件緩和について要望する。

3. 特定地域中小企業特別資金の拡充について

業種転換や創業及び風評被害対策のための融資制度の創設について、特定地域中小企業特別資金の別枠で（無担保・無利子）の融資制度の創設を要望する。

4. 小規模事業者に特化した長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について

原発事故等による直接・間接の被害を受けた小規模事業者は事業再開・継続に様々な課題を抱えており、経営環境の悪化が長期化すれば、事業継続が困難となり地域の疲弊に加速がかかることが懸念される。

については、小規模事業者に特化し、事業再開・継続等を目的とした、商工会等の推薦に基づく、長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413